

# 環境に関する手続きについて

## 1. 環境に関する手続き

- ＞「環境影響評価法」では、「調節池」は対象事業となっていないため、法に基づく環境アセスメントの対象とはなりません。
- ＞「さいたま市環境影響評価条例」では「調節池の設置」が対象事業の要件に記載されています。荒川第二・三調節池の規模から、「さいたま市環境影響評価条例」に基づく、環境影響評価（環境アセスメント）の対象となります。

（さいたま市環境影響評価条例の対象事業）

対象事業の要件	区分		
	A地域	B地域	C地域
<b>1. 道路の建設</b>			
高速自動車国道	すべて		
自動車専用道路	4車線以上	2車線以上	すべて
その他の道路	4車線・2.5km以上	4車線・2km以上	2車線・1km以上
バイパスの設置	4車線・2.5km以上	4車線・2km以上	2車線・1km以上
<b>2. 放水路又は堰の建設</b>			
放水路	改変面積10ha以上	改変面積5ha以上	改変面積3ha以上
堰	湛水面積10ha以上	湛水面積5ha以上	湛水面積3ha以上
<b>3. 鉄道又は軌道の建設</b>			
鉄道・軌道等	すべて		
高架化	1km以上	すべて	
操車場等	面積5ha以上	面積3ha以上	面積1ha以上
<b>4. 飛行場の建設</b>			
飛行場・ヘリポート	すべて		
<b>5. 工場又は事業場の建設</b>			
工場等	面積5ha又は排出ガス量が4万m <sup>3</sup> /h若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日又は化学物質取扱量500t/年以上	面積3ha又は排出ガス量が1万m <sup>3</sup> /h若しくは排水量1千m <sup>3</sup> /日又は化学物質取扱量500t/年以上	面積1ha又は排出ガス量が1万m <sup>3</sup> /h若しくは排水量1千m <sup>3</sup> /日又は化学物質取扱量500t/年以上
<b>6. 廃棄物処理施設の建設（廃棄物処理法第8条及び第15条に規定するもの）</b>			
ごみ処理施設（焼却）	50t/日以上	20t/日以上	すべて
ごみ処理施設（焼却以外）	200t/日以上	100t/日以上	すべて
し尿処理施設	100k <sup>ℓ</sup> /日以上	50k <sup>ℓ</sup> /日以上	すべて
最終処分場	すべて		
産業廃棄物中間処理施設	200t/日以上	100t/日以上	すべて
産業廃棄物中間処理施設（焼却）	50t/日以上	20t/日以上	すべて
産業廃棄物中間処理施設（破碎）	1千t/日以上	1千t/日以上	すべて
積替え・保管施設*	保管面積5千m <sup>2</sup> 以上	保管面積3千m <sup>2</sup> 以上	保管面積1千m <sup>2</sup> 以上
<b>7. 下水道終末処理場の建設</b>			
	面積5ha以上	面積3ha以上	面積1ha以上
<b>8. 高層建築物の建設</b>			
	高さ60m以上 (特別の地域100m以上)	高さ60m以上 (特別の地域100m以上)	高さ30m以上
<b>9. 大規模建築物の建設</b>			
	延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上 (特別の地域10万m <sup>2</sup> 以上)	延べ面積3万m <sup>2</sup> 以上 (特別の地域10万m <sup>2</sup> 以上)	延べ面積1万m <sup>2</sup> 以上
<b>10. 研究施設の建設</b>			
	面積5ha又は化学物質取扱量が500t/年以上	面積3ha又は化学物質取扱量が500t/年以上	面積1ha又は化学物質取扱量が500t/年以上
<b>11. 浄水施設の建設</b>			
	面積5ha以上	面積3ha以上	面積1ha以上
<b>12. 公園の建設</b>			
	面積10ha以上	面積5ha以上	面積3ha以上
<b>13. 電気工作物の建設</b>			
	面積5ha又は排出ガス量が4万m <sup>3</sup> /h以上	面積3ha又は排出ガス量が1万m <sup>3</sup> /h以上	面積1ha又は排出ガス量が1万m <sup>3</sup> /h以上
<b>14. 住宅団地の造成</b>			
	面積10ha以上	面積5ha以上	面積3ha以上
<b>15. 工業団地の造成</b>			
	面積10ha以上	面積5ha以上	面積3ha以上
<b>16. 流通業務施設用地の造成</b>			
	面積10ha以上	面積5ha以上	面積3ha以上
<b>17. 学校用地の造成</b>			
	面積10ha以上	面積5ha以上	面積3ha以上
<b>18. 土地区画整理事業</b>			
	面積20ha以上	面積5ha以上	面積3ha以上
<b>19. 開発行為に係る事業</b>			
	面積10ha以上	面積5ha以上	面積3ha以上
<b>20. 調節池の設置</b>			
	面積10ha以上	面積5ha以上	面積3ha以上

この表は、条例施行規則の別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、必ず別表第1を確認してください。なお、環境影響評価法の対象事業であるときは、同法の手続によることとなります。

### 備考1

この表においてA地域、B地域及びC地域に該当するものとは、次に掲げるものをいう。

〔A地域に該当するもの〕

イ B地域、C地域に該当するものを除くすべて。

〔B地域に該当するもの〕

イ 事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域（C地域に該当するものを除く）

ロ 事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域（C地域に該当するものを除く）

ハ 事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園（C地域に該当するものを除く）

ニ 事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区（C地域に該当するものを除く）

〔C地域に該当するもの〕

イ 事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

ロ 事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

ハ 事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

### 備考2

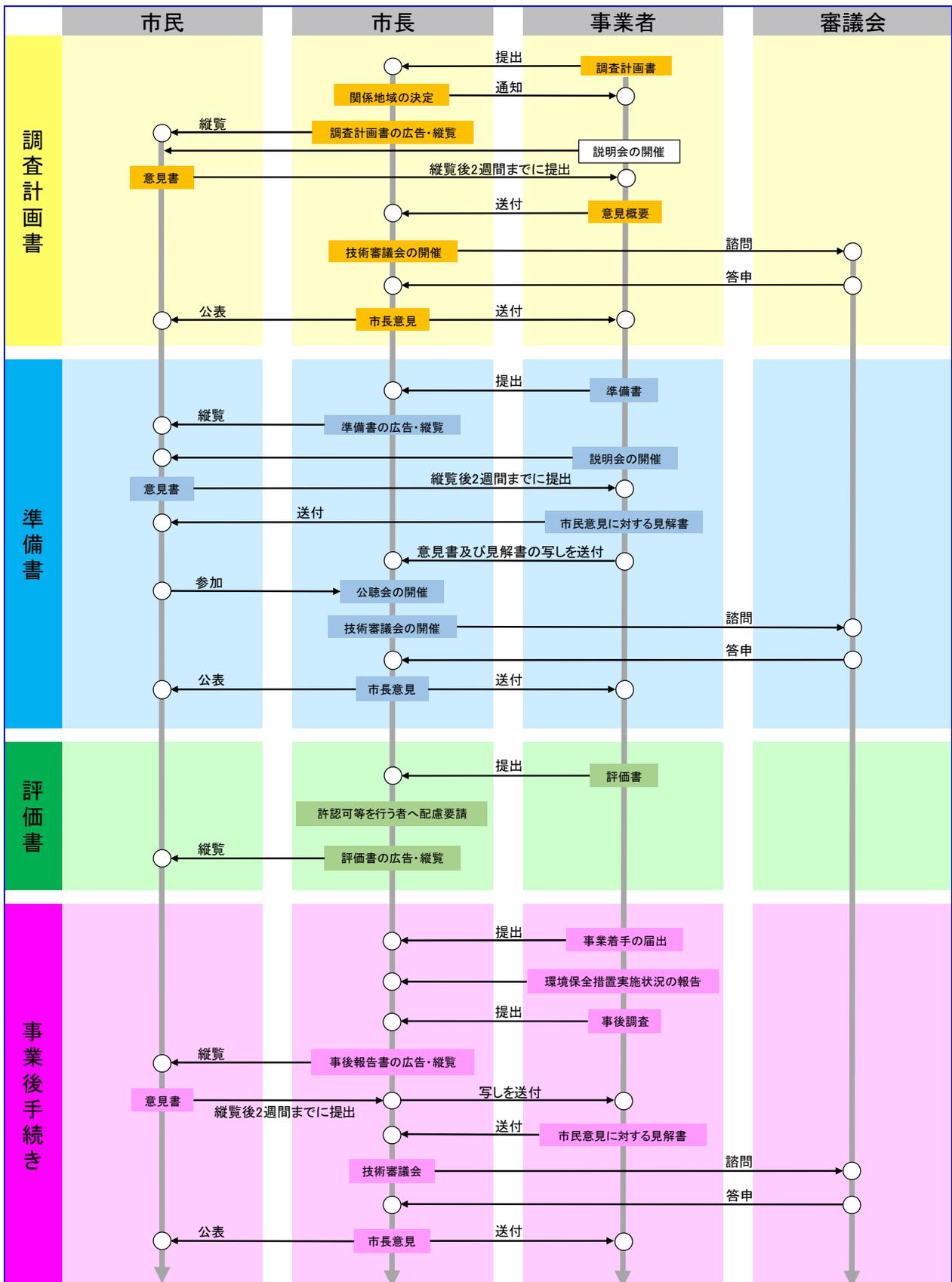
この表において「特別の地域」とは、次に掲げるものをいう。  
都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第2号に規定する地区で、C地域を除く地域。

今回事業の事業予定地はC地域に該当するため、**面積3ha以上**が対象となる。

荒川第二・三調節池：**約920ha**  
→ **さいたま市条例に基づく環境アセスメントの対象となる**

※さいたま市の環境影響評価制度パンフレットを参考に、一部加筆

## 2. さいたま市環境影響評価の手続きの流れ



※さいたま市の環境影響評価制度パンフレットを参考に、一部加筆